

Part④

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

Part④

ガイドラインの使い方をマスターしよう

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

本パートでは、ガイドラインの『掲載内容』と『活用方法』を解説します。

大規模災害時の災害復旧事業の流れ

被災直後

被災箇所調査・応急復旧

査定書類準備・査定査定受検

被災状況の把握・復旧工事発注・工事監督

支援制度等の活用早見表

下表は、ガイドラインに掲載している11の支援制度等を、災害復旧事業の場面で支援内容に応じた体系化したものです。

支援内容	人やモノの支援が欲しい	技術的な支援が欲しい	発注者体制を強化したい
地方公共団体職員派遣制度(国)	○	○	○

※()内はガイドラインの掲載ページを示す。

都道府県等による技術職員派遣

当面の災害対応から工事監督補助まで様々な場面での支援が欲しいとき

- 都道府県等の技術職員の派遣について
 - 多くの都道府県では、被災市町村から人的支援の要請があった場合、災害復旧事業の経験者などの人員を派遣・補充し、応援職員として派遣しています。事例のように、被災地における被災地支援をスムーズに行つたため、市町村に対する応援の仕組みをあらかじめ構築している都道府県もあります。このほか、総務省等が運用している応援派遣の仕組みもあります。
- 事例①：県内・県外市町村への派遣(新潟県・県境なき技術員)

災害復旧事業のデジタル技術活用

全国的先進事例・好事例①

デジタル技術の活用による災害復旧事業の効率化

近年、災害復旧事業においてもデジタル技術の活用が進んでいます。デジタル技術の活用により安全かつ効率的に得られる災害対応の各種データは、調査における職員の安全を確保しつつ、大幅に作業の軽減を図ることが可能となります。

事例①：ドローン空撮写真や測量結果の査定資料への利用

ドローンで撮影した写真や動画、またドローン測量結果を査定資料へ利用することが可能です。その際、起終点と被災延長がわかるような構図で撮影することや、起終点の位置座標を記録して被災延長を簡易的に計測するなどの工夫を行うことがポイントとなります。

2022年12月5日 改正航空法の施行

ドローンなどの無人航空機に関する新制度が開始され、機体認証、無人航空機操縦者技術証明、運航に関するルールが整備されました。ドローンの活用にあたっては、以下の内容を必ずご確認ください。

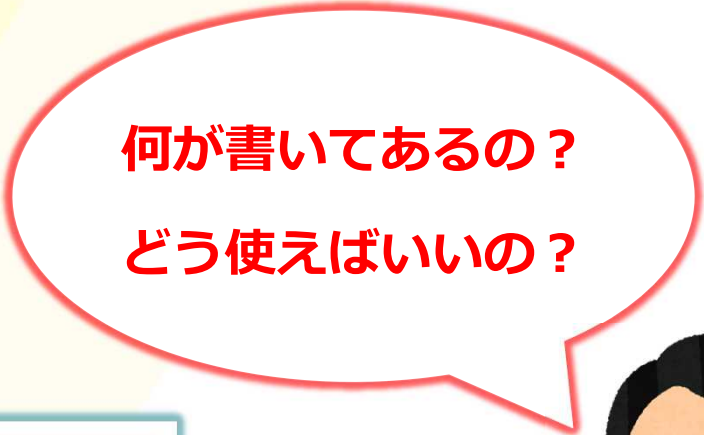
<URL> https://www.mlit.go.jp/koku/koku_1k10_000003.html

事例②：3次元点群データを活用した災害対応業務の効率化(静岡県による「VIRTUAL SHIZUOKA」の取組)

急傾斜地の崩壊跡地等、作業員が立ち入れない現場においては、ドローンによる撮影・計測により効率化が図れます。以下に示す写真は、被災前に取得したLPデータ(標高データ)とドローンにより計測した標高データの差分をとることで、現地で測量を行うことなく、堆積土量や崩壊土量を算定するとともに、被災箇所の崩壊箇所を作成した事例です。

また、ドローンを活用した3次元測量を実施することにより、約5,000m³の測量作業において、従来の作業と比較し約4割の作業量が削減されたデータもあります。

作業量 (A)	計画	計量	撮影	検証
従来	10	10	10	10
ドローン	10	10	4	4



ガイドラインの掲載内容

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

- **目的** : 災害発生に備えた平時からの取組の充実・強化、災害対応力の底上げを図る
- **対象** : 主として災害対応マネジメントに従事する市町村職員
- **内容** : 災害復旧事業に活用できる支援制度、参考となる取組、地域の先進事例をポイントを絞って紹介



第2稿

市町村における
災害復旧事業の円滑な
実施のためのガイドライン

令和5年●月



※国土交通省HPで公開しています

災害復旧 ガイドライン

検索

二次元バーコード



Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

掲載している支援制度 ⇒ 9 個

目次

早期の災害対応体制の構築が必要なとき

応急対策職員派遣制度

P.9

当面の災害対応に向けて少しでも多くの技術職員が欲しいとき

都道府県等による技術職員派遣

P.11

公共土木施設の被害調査に全く手が回せないとき

TEC-FORCE

P.15

所有する資機材ではとても間に合わないとき

災害時に活用可能な国の保有資機材

P.16

応急復旧や災害査定に向けてアドバイスが欲しいとき

災害査定官による災害緊急調査

P.17

災害復旧事業に長年携わり制度を熟知した専門家のサポートが欲しいとき

災害復旧技術専門家派遣制度

P.18

災害対応の経験豊富な技術者からのサポートが欲しいとき

地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み

P.19

早期の災害対応体制の構築が必要なとき

建設技術センター等による発注者支援

P.20

高度な技術職を要する工事で手に負えそうにないとき

災害復旧事業の代行制度

P.21

当面の災害対応に必要な業者の確保が困難なとき

大規模災害時の既発注工事・業務への対応

P.23

災害時の入札・契約の基本的な考え方を知りたいとき

災害時の緊急度に応じた契約方式の選定

P.24

多くの復旧工事を発注しなければならないとき

災害復旧工事の施工体制の確保

P.25

発災初動期の迅速な災害対応が求められるとき

建設業・建設関連業団体との連携

P.27

全国の先進事例・好事例① 先進技術の活用による事業の効率化

災害復旧事業のデジタル技術活用

P.29

全国の先進事例・好事例② 民間事業者のノウハウを活用

事業実施体制確保のための民間人材の活用

P.33

- ・CM方式
- ・事業促進PPP

全国の先進事例・好事例③ 技術者不足等の課題を解決

市町村による相互支援組織の設立

P.39

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

参考となる取組 ⇒ 4 個

目次

早期の災害対応体制の構築が必要なとき	● P.9
応急対策職員派遣制度	
当面の災害対応に向けて少しでも多くの技術職員が欲しいとき	● P.11
都道府県等による技術職員派遣	
公共土木施設の被害調査に全く手が回せないとき	● P.15
TEC-FORCE	
所有する資機材ではとても間に合わないとき	● P.16
災害時に活用可能な国の保有資機材	
応急復旧や災害査定に向けてアドバイスが欲しいとき	● P.17
災害査定官による災害緊急調査	
災害復旧事業に長年携わり制度を熟知した専門家のサポートが欲しいとき	● P.18
災害復旧技術専門家派遣制度	
災害対応の経験豊富な技術者からのサポートが欲しいとき	● P.19
地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み	
早期の災害対応体制の構築が必要なとき	● P.20
建設技術センター等による発注者支援	

高度な技術職を要する工事で手に負えそうにないとき	● P.21
災害復旧事業の代行制度	
当面の災害対応に必要な業者の確保が困難なとき	● P.23
大規模災害時の既発注工事・業務への対応	
災害時の入札・契約の基本的な考え方を知りたいとき	● P.24
災害時の緊急度に応じた契約方式の選定	
多くの復旧工事を発注しなければならないとき	● P.25
災害復旧工事の施工体制の確保	
発災初動期の迅速な災害対応が求められるとき	● P.27
建設業・建設関連業団体との連携	
全国の先進事例・好事例① 先進技術の活用による事業の効率化	● P.29
災害復旧事業のデジタル技術活用	
全国の先進事例・好事例② 民間事業者のノウハウを活用	● P.33
事業実施体制確保のための民間人材の活用	
・CM方式	
・事業促進PPP	
全国の先進事例・好事例③ 技術者不足等の課題を解決	● P.39
市町村による相互支援組織の設立	

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

地域の先進事例 ⇒ 3 個

目次

早期の災害対応体制の構築が必要なとき	● P.9
応急対策職員派遣制度	
当面の災害対応に向けて少しでも多くの技術職員が欲しいとき	● P.11
都道府県等による技術職員派遣	
公共土木施設の被害調査に全く手が回せないとき	● P.15
TEC-FORCE	
所有する資機材ではとても間に合わないとき	● P.16
災害時に活用可能な国の保有資機材	
応急復旧や災害査定に向けてアドバイスが欲しいとき	● P.17
災害査定官による災害緊急調査	
災害復旧事業に長年携わり制度を熟知した専門家のサポートが欲しいとき	● P.18
災害復旧技術専門家派遣制度	
災害対応の経験豊富な技術者からのサポートが欲しいとき	● P.19
地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み	
早期の災害対応体制の構築が必要なとき	● P.20
建設技術センター等による発注者支援	

高度な技術職を要する工事で手に負えそうにないとき	● P.21
災害復旧事業の代行制度	
当面の災害対応に必要な業者の確保が困難なとき	● P.23
大規模災害時の既発注工事・業務への対応	
災害時の入札・契約の基本的な考え方を知りたいとき	● P.24
災害時の緊急度に応じた契約方式の選定	
多くの復旧工事を発注しなければならないとき	● P.25
災害復旧工事の施工体制の確保	
発災初動期の迅速な災害対応が求められるとき	● P.27
建設業・建設関連業団体との連携	

全国の先進事例・好事例① 先進技術の活用による事業の効率化 ● P.29

災害復旧事業のデジタル技術活用

全国の先進事例・好事例② 民間事業者のノウハウを活用 ● P.33

事業実施体制確保のための民間人材の活用

- ・CM方式
- ・事業促進PPP

全国の先進事例・好事例③ 技術者不足等の課題を解決 ● P.39

市町村による相互支援組織の設立

ガイドラインの見方

当面の災害対応に向けて少しでも多くの技術職員が欲しいとき

都道府県等による技術職員派遣

● 都道府県等の技術職員の派遣について

多くの都道府県では、被災市町村から人的支援の要請があった場合、災害復旧事業の経験者などの人員を調整・確保し、応援職員として派遣しています。事例のように、発災時における被災地支援をスムーズに行うため、市町村に対する応援の仕組みをあらかじめ構築している都道府県もあります。このほか、総務省等が運用している応援派遣の仕組みもあります。

※費用負担など詳細については、各都道府県へお問合せ下さい。

● 短期派遣のケース

被災直後、被災市町村からの要請を受け、災害査定に向けた準備段階の業務を担う技術職員が派遣されます。

派遣期間と応援業務内容 ※過去の事例より

- 期間：3ヶ月程度
- 業務内容：被災施設調査、査定準備に係る委託業者との調整 等

● 中・長期派遣のケース

被災規模が大きく、災害査定や復旧工事に従事する職員が不足する場合は、中・長期にわたり技術職員が派遣されます。

派遣期間と応援業務内容 ※過去の事例より

- 期間：6ヶ月～1年程度(交代制で数年継続される事例あり)
- 業務内容：災害査定補助、復旧工事の発注事務、工事監督 等



都道府県による応援職員の限界

大規模災害時には、都道府県自らも管理する施設の多くが被災している場合があり、また、複数市町村から応援要請があった場合は、都道府県から十分な技術職員が派遣されとは限りません。そのような場合に備え、様々な支援制度について平時より理解を深めておくことが重要です。

支援制度 / 取組の名称を表示

活用場面を表示

制度活用にあたっての
必要情報を表示

- ・ 制度概要
- ・ 具体的な支援内容
- ・ 費用負担 など

活用ポイント、参考マニュアル等
の補足情報を表示

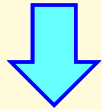
- ・ 問い合わせ先
- ・ 参考HPのURL など

ガイドラインの活用方法

ガイドラインの活用方法として、次のような使い方を推奨しています。

平時における使い方

- ① ガイドラインを読むことで、大規模災害時における自組織の強みや弱みを確認！



- ② 職員相互で共有することで、必要となる支援や取組をピックアップ！



- ③ 支援元となる関係機関や団体等の連絡先を確認し、顔の見える関係を構築！

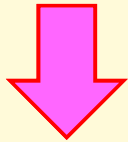


迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

災害時における使い方

- ① 災害対応マニュアルとともに、ガイドライン
を手にとりやすい場所に置く



- ② ガイドラインを参考に、“躊躇なく” 各種支援
制度の活用を検討する！

<災害対策本部>



迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

◆ ガイドラインの活用 How to ①

～ 相談先や連絡先の書き込み ～

平時

■ 支援制度等の費用負担 / 相談先

必要となる支援・取組がピックアップできたら連絡先や相談先を書き込み、コミュニケーションを図ることで、顔の見える関係の構築をおこなってください。なお、具体的な状況によって費用負担の対象や考え方が異なる場合がありますので、適宜ご相談下さい。

制度・取組名	費用負担について
応急対策職員派遣制度 (P.9)	● 特別交付税による 財政措置が講じられます 。
都道府県による技術職員派遣 (P.11)	● 派遣元や支援内容に応じ、 無償・有償 があります。
TEC-FORCE (P.15)	● 被災状況の把握等にかかる 費用を被災市町村に求めることはありません 。
災害時に活用可能な国の保有資機材 (P.16)	● 資機材の貸出は無償ですが、 引き渡し後の運転に係る燃料、運転手の経費は、原則、被災市町村の負担 となります。
災害査定官による災害緊急調査 (P.17)	● 職員派遣にかかる 費用を被災市町村に求めることはありません 。
災害復旧技術専門家派遣制度 (P.18)	● 日当や謝金などの費用は発生しませんが、 交通費・宿泊費等の実費は負担 することになります。 ● ただし、 本省防災課が必要と判断する場合は、1市町村1回、災害1回に限り、派遣に要する交通費・宿泊費 を支援します。
地方公共団体技術職員OB・OGの派遣 (P.19)	● 派遣元に問合せを行います。
建設技術センター等による発注者支援 (P.20)	● 支援内容に応じて、 費用負担が必要 な場合があります。 ● 各地域のセンターに問合せを行います。
災害復旧事業の代行制度 (P.21)	● 代行事業に関わらず、事業実施に必要となる 費用負担が必要 です。
建設業・建設関連団体との連携 (P.27)	● 災害協定の内容や依頼内容に応じた 費用負担が必要 です。
CM方式の導入による発注者の体制を補完 (P.33)	● 委託内容に応じた 費用負担が必要 です。

■ 所管の都道府県相談先に加え、各制度の窓口、相談先も可能ですので、事前に確認をお願いします。

都道府県相談先		TEL	担当者氏名
相談先			
問合せ先	部署名	TEL	担当者氏名
・総務省自治行政局 公務員部公務員課 ・都道府県の担当部局*	心援派遣室	03-5253-5230	
・都道府県の担当部局*			
・最寄りの国土交通省の事務所 (災害時に国土交通省リエゾンが派遣されている場合は、リエゾンに相談)			
・国土交通省水管理・国土保全局 ・都道府県の担当部局*	防 災 課	03-5253-8458	
・国土交通省水管理 国土保全局 ・(公社) 全国防災協会 ・都道府県の担当部局*	防 災 課 —	03-5253-8458 03-6661-9730	
・地域の建設業・建設関連団体			
・国土交通省水管理・国土保全局 ・都道府県の担当部局*	防 災 課	03-5253-8458	

相談先と顔の見える
関係の構築を！

迅速かつ円滑な災害復旧事業の実施に向けて

～市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン～

◆ ガイドラインの活用 How to ②

～ 活用できる支援制度の検討 ～

災害時

支援制度等の費用負担/相談先

必要となる支援・取組がピックアップできたら連絡先や相談先を書き込み、コミュニケーションを図ることで、顔の見える関係を構築しておきましょう。なお、具体的な状況によって費用負担の対象や考え方が異なる場合があるため、適宜ご相談下さい。

制度・取組名	費用負担について
応急対策職員派遣制度 (P.9)	● 特別交付税による 財政措置が講じられます 。
都道府県による技術職員派遣 (P.11)	● 派遣元や支援内容に応じ、 無償・有償 があります。
TEC-FORCE (P.15)	● 被災状況の把握等にかかる 費用を被災市町村に求めることはありません 。
災害時に活用可能な国の保有資機材 (P.16)	● 資機材の貸出は無償ですが、 引き渡し後の運転に係る燃料、運転手の経費は、原則、被災市町村の負担 となります。
災害査定官による災害緊急調査 (P.17)	● 職員派遣にかかる 費用を被災市町村に求めることはありません 。
災害復旧技術専門家派遣制度 (P.18)	● 日当や謝金などの費用は発生しますが、 実費は負担することになります 。 ● ただし、 本省防災課 が派遣する場合は、 派遣回数1回に限り、派遣元が実費を負担 します。
地方公共団体技術職員OB・OGの派遣 (P.19)	● 派遣元に問合せを行い、 費用負担の有無を確認 してください。
建設技術センター等による発注者支援 (P.20)	● 支援内容に応じ、 無償・有償 があります。 ● 各地域のセンター等に問合せを行い、 事前に確認 してください。
災害復旧事業の代行制度 (P.21)	● 代行事業に関わらず、事業費については 地方負担が必要 です。
建設業・建設関連業団体との連携 (P.27)	● 災害協定の内容や依頼内容に応じた 費用負担が必要 です。
CM方式の導入による発注者の体制を補完 (P.33)	● 委託内容に応じた 費用負担が必要 です。

躊躇せずに相談を！

■ 所管の都道府県相談先に加え、各制度の窓口への相談も可能ですので、事前に確認をお願いします。

都道府県相談先		TEL	担当者氏名
相談先		連絡先の書き込み欄	
問合せ先	部署名	TEL	担当者氏名
・総務省自治行政局 公務員部公務員課 ・都道府県の担当部局*	応援派遣室	03-5253-5230	
・都道府県の担当部局*			
・最寄りの国土交通省の事務所 (災害時に国土交通省リエゾンが派遣されている場合は、リエゾンに相談)			
・国土交通省水管理・国土保全局 ・都道府県の担当部局*	防 災 課		
・国土交通省水管理・国土保全局 ・都道府県の担当部局*	防 災 課		
・国土交通省水管理・国土保全局 ・都道府県の担当部局*	防 災 課		
・国土交通省の地方整備局 ・都道府県の担当部局*			
・地域の建設業・建設関連業団体			
・国土交通省水管理・国土保全局 ・都道府県の担当部局*	防 災 課	03-5253-8458	

相談先
連絡先

※ 上段に記載している相談先と異なる場合は、所管の都道府県担当部局の連絡先をご記入ください。

続いて、以下のパートを学習しましょう。

- 災害復旧事業の各場面で発生する課題や活用できる支援制度を知りたい！

Part②：災害復旧事業における課題と活用できる支援メニューの紹介

- 災害復旧事業に役立つ支援制度の詳細や活用事例を知りたい！

Part③：災害復旧事業に役立つ支援制度を理解しよう

4つのパートを学習した後は・・・

- 学習した内容を忘れないために！

振り返りテスト



Part④ ガイドラインの使い方をマスターしよう